

○補助金制度について

Q1	この補助金制度の概要を教えてください。
A1	介護サービス事業者が、市内に借り上げた宿舎に、介護職員等を新たに雇用し住ませた場合に、借り上げ費用の一部を市が助成します。

※補助基準額・補助率

宿舎1戸あたり月額50,000円を補助基準額の上限とし、その額に補助率1/2を乗じた額が補助額となります。

※パターン別費用負担イメージ

パターン	賃借料等 (月額)	補助前の負担状況		補助基準額	補助後の負担状況		
		法人	介護職員等		補助額	法人	介護職員等
1	80,000円	80,000円	0円	50,000円	25,000円	55,000円	0円
2	80,000円	30,000円	50,000円	30,000円	15,000円	15,000円	50,000円
3	80,000円	0円	80,000円	0円	0円	0円	80,000円
4	40,000円	40,000円	0円	40,000円	20,000円	20,000円	0円

○補助対象者及び宿舎について

Q2	どのような介護サービス事業者が対象となりますか？
A2	船橋市内に、以下の船橋市指定介護サービス事業所を運営する事業者となります。 ①訪問介護、②訪問入浴介護、③通所介護、④通所リハ、⑤短期入所、⑥短期入所(療養)、⑦特定施設入所者生活介護、⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑨夜間対応型訪問介護、⑩地域密着型通所介護、⑪認知症対応型通所介護、⑫小規模多機能型居宅介護、⑬認知症対応型共同生活介護、⑭地域密着型特定施設入居者生活介護、⑮地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑯看護小規模多機能型居宅介護、⑰介護老人福祉施設、⑱介護老人保健施設、⑲介護医療院
Q3	どのような借り上げ宿舎が対象となりますか？
A3	船橋市内に所在する宿舎が対象となります。 ただし、事業者の代表者や役員、またはその利害関係者(※)が所有する宿舎は除きます。 ※利害関係者：事業者の代表者や役員の親族、それらと生計を一つにする者
Q4	過去から継続して借り上げている宿舎でも対象となりますか？
A4	対象となります。しかし、住ませる介護職員については、雇用開始日等に要件がありますのでご注意ください。
Q5	シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？
A5	入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の助成となります。なお、補助基準額の積算については実態に応じて異なりますので、個別ご相談ください。

○宿舎に住ませる職員について

Q6	どのような職員が対象となりますか？
A6	<p>各月初日の時点で、次のすべてに該当する方が対象となります。</p> <p>①法人との雇用契約に係る雇用開始日が、令和5年4月1日～令和6年3月31日の間であること。（令和5年3月2日～令和5年3月31日までの間に雇用開始となった場合は、令和5年4月1日より雇用開始した場合と同様に受け付けます。）</p> <p>※雇用開始日が令和2年4月1日～令和5年3月31日の場合でも、前年度までに当該補助金の補助を受けた方については、今年度も引き続き対象となります。</p> <p>②雇用開始日が属する年度から起算した年度の数が4を超えないこと。</p> <p>③対象となる市内の介護サービス事業所（A2を参照）に、介護職員もしくは訪問介護員として従事する方。</p> <p>④介護サービス事業者が借り上げた宿舎に居住し、その宿舎の所在地が住民票の住所として記録されている方。</p> <p>⑤従事している介護サービス事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者の方。（以下、常勤という。）</p> <p>⑥過去（②に規定する期間は除きます）にこの補助金（船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱に規定する補助金）による補助を受けたことがない方。</p> <p>⑦雇用開始前1年以内に、他の介護サービス事業者が運営する市内の介護サービス事業所において、常勤の介護職員または訪問介護員として勤務実績がない方。</p> <p>⑧住宅手当等を支給されていない方。また、支給されている同居人がいない方。</p>
Q7	職員が産休・育休等で休職となった場合はどうなりますか？
A7	雇用が継続する限りは、補助対象となります。
Q8	4月1日付採用の職員ですが、3月の途中から入居していました。3月分の賃借料は補助されますか？
A8	補助対象となりません。各月初日において雇用されている方が対象なので、3月分は対象となりません。
Q9	月途中で職員が宿舎を退去した場合はどうなりますか？
A9	その月に発生した賃借料（介護サービス事業者が実際に支払った賃借料）の範囲で補助対象とします。なお、職員が居住していることが要件ですので、翌月以降は借り上げていても、補助対象となりません。（A6の④を参照）
Q10	既に入居している職員が、月途中で補助要件を満たした場合、その月の補助はどうなりますか？
A10	その月は補助対象となりません。各月初日の時点で、A6に記載する要件をすべて満たしている場合に対象となりますので、翌月からの補助開始となります。
Q11	対象の職員が、人事異動で勤務先が変わる場合、引き続き補助対象となりますか？
A11	同一の介護サービス事業者内での異動に限りますが、異動先でも要件（A6を参照）を満たす場合は、引き続き補助対象となります。

Q12	対象の職員が、借り上げ宿舎を変更した場合、引き続き補助対象となりますか？
A12	変更した宿舎が要件（A3を参照）を満たす場合は、引き続き補助対象となります。
Q13	単身者のみを対象としていますか？
A13	単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。ただし、同居人が住宅手当等を受給している場合は対象となりません。（A6の⑧を参照）
Q14	外国人でも対象となりますか？
A14	国籍は問いません。
Q15	対象となる介護職員が複数いますが上限はありますか？
A15	特に上限は設けておりません。しかし、宿舎1戸に複数の職員が住む場合は、1戸分の助成となります。
Q16	借り上げ宿舎に住所変更等の届け出（転入届等）をしていませんが、届け出をしなければなりませんか？
A16	職員の住民票の住所を確認し入居確認を行いますので、住所変更等の届け出を行い、住所が住民票に反映されてからご申請ください。

○補助対象期間について

Q17	1人当たりの補助対象期間の上限はありますか？
A17	<p>あります。</p> <p>雇用開始日の属する年度から起算して、4年目の年度までが補助対象となります。（最長4年間。A6の②を参照。）しかし、<u>1度の申請で複数年間の補助が保証されるものではなく、毎年度の申請が必要となります。</u></p> <p>例えば…</p> <p>①令和5年4月1日雇用開始・同月要件を満たした場合、補助対象となる期間は、令和5年度 12ヶ月、6年度 12ヶ月、7年度 12ヶ月、8年度 12ヶ月 = 48ヶ月分</p> <p>②令和6年2月1日雇用開始・同月要件を満たした場合、補助対象となる期間は、令和5年度 2ヶ月、6年度 12ヶ月、7年度 12ヶ月、8年度 12ヶ月 = 38ヶ月分</p>
Q18	単年度における補助期間の開始日と終了日はいつになりますか？
A18	<p>・開始日は、職員がA6に記載する要件を満たした日の属する月の翌月の初日となります。ただし、その満たした日が各月初日の場合は、その日が開始日となります。</p> <p>例えば…</p> <p>3月20日宿舎入居、4月1日雇用開始。これで要件をすべて満たした場合・・・4月1日が開始日なので4月分から対象。</p> <p>・終了日は、要件を満たさなくなった日。または、当該年度末日（3月31日）です。</p> <p>なお、前年度から補助継続となる場合の補助開始日は、当該年度初日（4月1日）となります。</p>
Q19	4月分の賃借料を前月の3月に支払いましたが、補助の対象になりますか？
A19	対象となります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃借料を前年度に支払った場合でも対象となります。

○補助対象経費について

Q20	補助対象経費は何ですか？
A20	賃借料・共益費又は管理費・礼金・更新料です。 敷金・仲介手数料・保証金・火災保険料・鍵交換費用・更新手数料・振込手数料等は、対象外です。
Q21	入居者も賃借料を一部負担しておりますが、補助対象経費はどうなりますか？
A21	入居者負担分を除いた額が補助対象経費となります。 なお、シェアハウスのように複数人が住んでいる場合は、基本的には、入居者全員が負担する賃借料の合計額を除いた額が対象となりますが、実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。（A5を参照）
Q22	月途中で要件を満たした場合、日割りでの補助はありますか？
A22	日割りでの補助は行いません。 月途中で要件を満たした場合は、翌月の初日から対象となります。（A18を参照） 月途中で要件を満たさなくなった場合は、当該月分として介護サービス事業者が実際に支払った額を対象とします。（A9を参照）

○交付まで

Q23	交付までの流れについて教えてください。
A23	申請は、月単位ではなく、年度単位で受け付けます。 令和4年度については、下記のとおりです。 ①4月から申請受付を開始します。 ②随時、申請を受け付け、審査し交付決定を通知します。 ③申請日の属する月から補助期間が開始されます。（例えば、7月分から補助開始としたい場合は、7月末日までに申請。） ④補助期間終了後、実績報告や請求を受け付けます。 ⑤実績報告の審査完了後、補助金の支払いとなります。
Q24	申請に必要な主な書類について教えてください。
A24	①宿舍の不動産賃貸借契約書、②職員の雇用を証する証明書、③職員の資格を証する証明書（有資格者の場合）、④介護サービス事業者と職員が締結した宿舍に係る契約書等の写し、⑤職員の住民票の写し、及び要綱に規定する各種様式となります。
Q25	補助金の支払いはいつになりますか？年に1回の支払いですか？
A25	補助金の支払いは、実績報告終了後に行います。基本的には年度で1回の支払いとなります。しかし、概算払いもありますので、ご希望の場合はご相談ください。

○その他

Q26	補助対象となった場合、対象職員の所得税の扱いはどうなりますか？
A26	職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが異なりますので、船橋税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。
Q27	賃貸借契約の名義は、法人名義でなければなりませんか？
A27	法人名義でなければなりません。職員個人の名義は、対象外となります。
Q28	この補助金により、結果として対象職員の個人負担が減ったのですが、減った分について、給与を下げることは認められますか？
A28	認められません。補助の条件として、この補助金により職員の給与の水準を低下させてはならないと規定しております。